

## 《会員案内用》

# 車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る 有償運送許可のための研修会開催について

道路運送法第78条第3号に基づく「事故等の排除業務に係る有償運送許可」に必要な研修を実施いたしますので、受講を希望される事業者は次頁申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。また、本研修を受講されました会員事業者につきましては、整備振興会にて許可申請を行います。（県外登録の車積載車は除く）

なお、有償運送許可の更新をする事業者も、研修を受講する必要がありますのでご注意ください。

- 1. 開催日程** 令和2年4月21日（火） 水戸教育センター  
令和2年6月15日（月） 土浦教育センター
- 2. 研修時間** 受付 12:30～ 研修 13:00～18:00
- 3. 定員** 100名（申込み順で定員とします）※お断りする場合は電話連絡します。
- 4. 受付期間** 水戸 令和2年4月16日（木）まで  
土浦 令和2年6月9日（火）まで
- 5. 受講対象者**
  - ・新たに有償運送許可を受けようとする事業者から適任者1名
  - ・令和2年度中に許可証の有効期間が満了となり、更新を希望される事業者から適任者1名

（※）  
※既に受講された方以外にも該当者がいる場合には、その方の受講が望ましい。
- 6. 費用**

研修費	5,100円（税込）
テキスト代※	500円（税込）
合計	5,600円（税込）

※平成26年度版（緑色）のテキストを持参される方は、テキスト代は不要です。
- 7. 申請**

申請手続きは当日説明します。  
研修会当日、申請受付を希望される方は下記の書類を提出してください。  
支局への申請は、許可期間満了日の2ヵ月前からになります。

  - ①自家用自動車有償運送許可申請委任状（一括申請）※  
法人の場合は社印「代表取締役印」、個人の場合は認印（シャチハタは不可）
  - ②有償運送許可証 様式1-2（一括申請用）※
  - ③任意保険等の証書（写）  
賠償保険又は共済保険の対人賠償額が無制限
  - ④車積載車の自動車検査証（写）  
所有者（使用者）及び住所は許可を取得する事業者と同じ
  - ⑤現在の有償運送許可証（写）  
新規申請は不要

※申請委任状、許可証は振興会ホームページよりダウンロードできます。
- 8. お問い合わせ** 振興会 指導課 TEL 029-248-7000

## 有償運送許可取得のための研修会申込書

受講希望会場	水戸（4月21日） ・ 土浦（6月15日） いずれかに○をつけてください		
認証番号	5-	支部名	
事業者名			
受講者名		電話番号	
テキスト※	購入する（500円(税込)） ・ 持参する		
いずれかに○を付けてください 新規申請 ・ 更新申請 （許可期間満了日 年 月 日）			

※平成26年度版（緑色）のテキストを持参される方は、テキスト代は不要です。

振興会 指導課 行 【FAX 029-247-4747】